

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定
における技術提案説明書

〔電線共同溝事業・国道479号放出共同溝事業に関するCM業務委託〕

1. 業務の名称および概要

1) 業務名称

電線共同溝事業・国道479号放出共同溝事業に関するCM業務委託

2) 業務目的

本業務の電線共同溝事業とは、「大阪市無電柱化推進計画」において都市防災機能の向上の観点から重点路線に選定されている路線を対象としている。

上記の路線については、令和10年度中までに整備完了することとしており、事業遅延リスクの検討や関係機関との協議などを円滑に行い、事業を着実に進めていく必要がある。

しかし、現場が狭隘であることに加え、地下埋設物が錯綜しているなどの制約も多く、地中の不明支障物などの潜在的な施工リスクがある。

国道479号放出共同溝事業については、「京阪神共同溝基本計画」で優先的に整備する区間として選定されている。

国道479号放出共同溝事業は令和9年度（第4四半期）に工事着手予定、令和15年度完成予定としており、全体事業計画や事業遅延リスクの検討、関係機関協議が急務である。

共同溝事業については、立坑築造のための掘削やシールド工法を行うことから、未確認の支障物などによる事業費増のリスクが内在している。

これらの課題に対して、全体事業工程等を適切に管理し、施工リスクや課題、対応方針を検討し、設計や施工への確実な反映、関係機関等との協議や調整を図るなど、円滑な事業推進を目的に各種マネジメントを行う業務である。

3) 業務内容

➤事業管理

- ・計画・準備
- ・課題の抽出及び整理
- ・事業リスクの検討
- ・事業計画の改善及び立案
- ・事業進捗の管理
- ・対応方針の立案
- ・地下埋設物の非破壊調査
- ・事業予算の管理
- ・会議体運営支援
- ・地元及び関係機関協議支援
- ・事業間の調整
- ・工事発注計画の立案（契約管理）
- ・工事入札契約事務支援（契約管理）

➤設計管理

- ・設計工程の管理
- ・設計履行の管理

➤工事管理

- ・ 工事工程や履行状況の把握及び助言
- ・ 設計変更支援

本技術提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書（案）を参照すること。

4) 技術の提案

本業務においては、次の点について高度な技術的検討が必要となるため、技術提案を受けた上で業務を進めるものとする。

①電線共同溝事業の進捗管理のあり方について

「大阪市無電柱化推進計画」において、都市防災機能の向上の観点から、重点路線に選定されている路線の電線共同溝事業を令和10年度中までに、電線・電柱撤去も含め整備完了することとしている。

電線共同溝事業は都市部での制約条件が多い場所での工事であることから、掘削時に未確認の支障物が発見された際の対応や、電線共同溝事業に関する沿道住民との調整、関係機関との協議及び隣接する電線共同溝工事との調整が必要である。

そこで、これらの要素を踏まえ、電線共同溝整備工事の進捗に遅滞が生じないよう、工事を円滑に進めていくうえでの課題や留意点を挙げ、その検討プロセスについて述べること。

②国道479号放出共同溝事業の進捗管理のあり方について

国道479号放出共同溝事業については、令和9年度（第4四半期）工事着手予定、令和15年度完成予定としている。

国道479号放出共同溝事業は都市部での制約条件が多い場所での工事であることから、工事着手前までに立坑築造における道路上の支障物への対応や、共同溝事業に関する沿道住民との調整、関係機関との協議・調整等の事前準備が必要である。

そこで、これらの要素を踏まえ、工事着手に遅延が生じないよう、事前準備を進めていくうえでの課題や留意点を挙げ、その検討プロセスについて述べること。

5) 業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ～ 令和9年3月31日

6) 履行場所

市内一円

7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

業務内容の項目	成果品	部数
電線共同溝事業・国道479号放出共同溝事業に関するCM業務委託	報告書	①A4パイプ式ファイル 2部 ②電子データ(DVD等メディア)
	報告書概要版	③A3サイズ 10部

8) その他

本業務の特記仕様書は別添資料のとおりである。

2. 公募資料の交付方法

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。（大阪市HP→組織一覧→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件）

3. 技術提案書の提出者に必要とされる要件

1) 参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は次のとおりである。

- ① 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「道路部門」「施工計画、施工設備及び積算部門」の両方に登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする）
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条4の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務実施上の条件として、平成27年度以降に元請けとして、官公庁等発注のコンストラクションマネジメント業務、プロジェクトマネジメント業務のいずれか又は両方の実績を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務」を有していること）

2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

各配置予定技術者は、受注者との直接的な雇用関係を有している者（担当技術者については派遣契約を含む）であり、それぞれ以下の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当またはRCCM相当の国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

<管理技術者>

本業務では管理技術者を配置することとし、資格については次のいずれかの条件(1.2.3.4.5)を満たし、実績については平成27年度以降に、次に示す(ア)について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。

1. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「道路」「施工計画、施工設備及び積算」「トンネル」「土質及び基礎」のいずれかに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
2. 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門（選択科目：「建設一道路」「建設一施工計画、施工設備及び積算」「建設一トンネル」「建設一土質及び基礎」のいずれか）に合格し、同法による登録を受けている者。
3. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。

4. RCCM（登録部門：「道路」「施工計画、施工設備及び積算」「トンネル」「土質及び基礎」のいずれか）の資格を有し、登録を受けている者。
5. 土木学会認定技術者試験（特別上級、上級、1級のいずれか）に合格し、認定を受けている者。
- ア. 官公庁等発注のコンストラクションマネジメント業務、プロジェクトマネジメント業務のいずれか又は両方の実績を有すること。

<主任技術者>

本業務では主任技術者を配置することとし、資格については次のいずれかの条件(1.2.3.4.5.6)を満たし、実績については平成27年度以降に、次に示す(ア)について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。

1. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「道路」「施工計画、施工設備及び積算」「トンネル」「土質及び基礎」のいずれか）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
2. 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門（選択科目：「建設一道路」「建設一施工計画、施工設備及び積算」「建設一トンネル」「建設一土質及び基礎」のいずれか）に合格し、同法による登録を受けている者。
3. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。
4. RCCM（登録部門：「道路」「施工計画、施工設備及び積算」「トンネル」「土質及び基礎」のいずれか）の資格を有し、登録を受けている者。
5. 土木学会認定技術者試験（特別上級、上級、1級のいずれか）に合格し、認定を受けている者。
6. 一級土木施工管理技術検定に合格し、登録を受けている者。
- ア. 官公庁等発注のコンストラクションマネジメント業務、プロジェクトマネジメント業務のいずれか又は両方の実績を有すること。

<担当技術者>

本業務では担当技術者を2名配置することとしているが、担当技術者の人数は、少なくとも2名以上配置することを想定しているものであり、3名以上の担当技術者の配置を妨げるものではない。

なお、追加する担当技術者の資格要件は雇用関係〔受注者との直接的な雇用関係を有している者（派遣契約を含む）〕のみを問うものとする。

<配置予定技術者の令和7年5月13日時点での手持ち業務量>

全ての手持ち業務（管理技術者及び主任技術者、担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満であること。

4. 参加表明

1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和7年6月2日（月）17時30分までに、大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）まで①～⑤を持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑥⑦も提出すること。

なお、本プロポーザルの提案資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合がある。

- ① 参加表明書（様式－１）
- ② 企業の業務実績書（様式－２）
- ③ 業務実施体制書（様式－３）
- ④ 配置予定技術者経歴書（様式－４）
- ⑤ 配置予定技術者実績書（様式－５）
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届（様式－６の１）
- ⑦ 業務委託特別共同企業体協定書（様式－６の２）

２）参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式－１～６（Ａ４判）に示されるとおりとする。なお文字サイズは 10 ポイント以上とする。

３）参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績	・ 記載する業務は平成27年度以降に完了した官公庁等発注の事業監理（CM・PM）業務の元請けとしての実績 ・ 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付し、CM・PM業務であることが確認できる箇所に下線を引くこと。また、必要に応じて業務の内容が分かる成果品の一部または全部も添付すること。 ・ 記載様式は様式－２とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１枚以内に記載する。
業務実施体制	・ 各配置予定技術者の兼任は認めないものとする。 ・ 共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。 備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 なお、代表者が管理技術者、主任技術者を配置すること。 ・ 記載様式は様式－３とする。
予定技術者の経歴等	・ 配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。 ・ 規定業務の実績または経験を１件以上記載する。なお、実績については、平成27年度以降に完了した官公庁等発注の元請けによる業務を対象とする。 ・ 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 記載様式は様式－４とする。 ・ 各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。

予定技術者の過去 10年間の規定業 務実績	・配置予定の技術者が過去に従事した規定業務の実績または経験について1件毎記載する。 ・記載する規定業務は資格審査基準を参考とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付し、CM・PM業務であることが確認できる箇所に下線を引くこと。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部を添付すること。 ・記載する様式は様式―5とし、図面、写真等を引用する場合も含め1枚以内に記載する。
--------------------------------------	---

4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

① 提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため持参すること（郵送等は認めない）。

② 提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

③ 提出期限

令和7年6月2日（月）17時30分まで

④ 返信用封筒

選定または非選定通知の返信用封筒として、長形3号封筒に宛先を明記の上、特定記録料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、参加表明書と併せて提出するものとする。

5) 参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

① 質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

e メールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

掲示の日から～令和7年5月23日（金）17時30分（必着）

② 質問に対する回答は、令和7年5月29日（木）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

6) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

①技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙Aのとおりとする。

②技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和7年6月中旬頃に書面にて参加者に通知する。

7) 非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含めない）以内に、書面（様式自由、A4版とする）にて非選定理由について説明を求めることが出来る。ただし、説明請求は持参による。

①受付場所 4. 4) に同じ

②受付時間 9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

5. 技術提案書

1) 技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は様式7～10（A4版）とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

なお、提案書（様式7を除く）に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式8とする（A4判片面1枚）。
特定テーマに対する技術提案	・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。 ・記載にあたり、概念図、出典を明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。 ・記載様式は様式9とし、テーマ毎にA4判片面4枚以内に記載する。 ・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。なお、作成にあたっては、過去に実施した類似案件のプロポーザルにおいて意見聴取を行った学識経験者と直接、間接を問わず連絡および接触をしてはならない。

その他	・ 提出要請書に対する意見、特記仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。 ・ 記載様式は様式－10 とし、A 4 判片面 1 枚以内に記載する。
見積書	・ 必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。 ・ 見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。 ・ 記載様式は特に定めないが、A 4 判 1 枚に内訳が分かるものを記載する。

4) 業務規模

業務規模の上限を1億7,500万円（消費税込み）とする。

5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

- ① 提出方法：2部（正1部及び写し1部）を持参（郵送等は認めない）。
- ② 提出場所：4. 4) に同じ
- ③ 提出期限：令和7年7月4日（金）17時30分 必着
- ④ 返信用封筒：特定または非特定通知の返信用封筒として、長形3号封筒に宛先を明記の上、特定記録料金を加えた所定の料金の切手を貼って、技術提案書と併せて提出するものとする。

8) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は別紙Bのとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式－7～10を併せて審査を行う。

9) ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

- ① ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。
- ② ヒアリング時の追加資料は受理しない。

10) 技術提案書に関する質問の受付および回答

- ① 質問は、書面（書式自由、A 4 判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

（ア） 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

電話 06-6615-6664

e メールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

(イ) 質問の受付期間

令和7年6月20日（金）17時30分（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで

- ② 質問に対する回答は、令和7年6月27日（金）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

11) 技術提案書の特定について

- ① 提出された技術提案書の中から、8)により最も優れた技術提案書を特定することとしているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点（実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計）の得点率が50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。
- ② 技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和7年8月上旬頃に参加者に通知する。
- ③ 技術提案書を特定された者との契約は、通知後、速やかに行うこととする。
- ④ 最も評価点が高い技術提案書を特定することとしているが、最も評価点が高い技術提案書が複数ある場合は、技術提案評価基準にある特定テーマ1に対する技術提案の点数が最も高い技術提案書を優先して特定する。
なお、上記の点数が同点であった場合は、特定テーマ2に対する技術提案の点数が最も高い技術提案書を優先して特定する。

12) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式は自由）により非特定理由について説明を求めることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。
- ③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面により行う。
- ④ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - I. 受付場所：4. 4)の提出場所と同じ
 - II. 受付日時：9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

6. その他の留意事項

- 1) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

- 3) 参加者のうち、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る入札参加停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。
- 4) 参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる場合でも失格とする。
ただし、提出された資料の内容確認のために、補足資料の提出を求める場合がある。
- 5) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。ただし、本市は提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
技術提案は、その提案内容が一般的に使用されているものである場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- 6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。
- 7) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 9) 技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、有識者会議の委員と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。
- 10) 技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 11) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- 12) 参加表明書提出後および契約締結後の履行期間中は管理技術者及び主任技術者の手持ち業務量がそれぞれ契約金額で10億円、件数で10件未満となるようにすることとし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を以下の a) ～ c) までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - a) 当該管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - b) 当該管理技術者等と同等の技術者資格を有する者
 - c) 手持ち業務量が当該業務の技術提案説明書において設定している予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者
- 13) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式－11）を提出すること。

資格審査基準

〔電線共同溝事業・国道479号放出共同溝事業に関するCM業務委託〕

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
参加表明者の経験と能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく、「道路部門」「施工計画、施工設備及び積算部門」の両方に登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする)	
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降に、次に示すいずれか又は両方の規定業務について、元請けとして業務実績を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務」を有していること) 【規定業務】 1.官公庁等発注(※1)のコンストラクションマネジメント業務の実績 2.官公庁等発注(※1)のプロジェクトマネジメント業務の実績	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	本業務では管理技術者を配置することとし、次のいずれかの条件を満たすこと。また、受注者と直接雇用関係を有していること。 1.技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」「施工計画、施工設備及び積算」「トンネル」「土質及び基礎」のいずれか)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 2.技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門(選択科目:「建設―道路」「建設―施工計画、施工設備及び積算」「建設―トンネル」「建設―土質及び基礎」のいずれか)に合格し、同法による登録を受けている者。 3.国土交通大臣(旧建設大臣)に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 4.RCCM(登録部門:「道路」「施工計画、施工設備及び積算」「トンネル」「土質及び基礎」のいずれか)の資格を有し、登録を受けている者。 5.土木学会認定技術者試験(特別上級、上級、1級のいずれか)に合格し、認定を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示すいずれか又は両方の規定業務について、元請けの技術者として従事した実績(※2)を有していること。 【規定業務】 1.官公庁等発注(※1)のコンストラクションマネジメント業務の実績 2.官公庁等発注(※1)のプロジェクトマネジメント業務の実績	様式-5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者・主任技術者・担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
	主任技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	本業務では主任技術者を配置することとし、次のいずれかの条件を満たすこと。また、受注者と直接雇用関係を有していること。 1.技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」「施工計画、施工設備及び積算」「トンネル」「土質及び基礎」のいずれか)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 2.技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門(選択科目:「建設―道路」「建設―施工計画、施工設備及び積算」「建設―トンネル」「建設―土質及び基礎」のいずれか)に合格し、同法による登録を受けている者。 3.国土交通大臣(旧建設大臣)に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 4.RCCM(登録部門:「道路」「施工計画、施工設備及び積算」「トンネル」「土質及び基礎」のいずれか)の資格を有し、登録を受けている者。 5.土木学会認定技術者試験(特別上級、上級、1級のいずれか)に合格し、認定を受けている者。 6.一級土木施工管理技術検定に合格し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示すいずれか又は両方の規定業務について、元請けの技術者として従事した実績(※2)を有していること。 【規定業務】 1.官公庁等発注(※1)のコンストラクションマネジメント業務の実績 2.官公庁等発注(※1)のプロジェクトマネジメント業務の実績	様式-5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者・主任技術者・担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	担当技術者①	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	本業務では担当技術者を配置することとし、受注者と直接雇用関係(派遣契約を含む)を有していること。	様式-4を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者・主任技術者・担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
	担当技術者②	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	本業務では担当技術者を配置することとし、受注者と直接雇用関係(派遣契約を含む)を有していること。	様式-4を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者・主任技術者・担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
業務実施体制	その他留意事項			本業務では担当技術者を2名配置することとしているが、担当技術者の人数は、少なくとも2名以上配置することを想定しているものであり、3名以上の担当技術者の配置を妨げるものではない。 なお、追加する担当技術者の資格要件は上記担当技術者の審査基準と同様とし、専任性及び専門技術力は問わない。	
	業務実施体制の妥当性			下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 (主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。) ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	様式-3を審査する

※1:地方道路公社、高速道路株式会社に基づく高速道路会社、独立行政法人都市再生機構、鉄道事業者(特定目的鉄道事業者は除く)または軌道経営者を含む。

※2:過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

技術提案書評価基準

〔電線共同溝事業・国道479号放出共同溝事業に関するCM業務委託〕

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(1) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑮の各項目毎に、次のように点数を計算して

100点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

<計算方法>

A の場合は、配点×5／5点 B の場合は、配点×3／5点 C の場合は0点

A' の場合は、配点×4／5点 B' の場合は、配点×2／5点

テ マ 定 1	内容	「大阪市無電柱化推進計画」において、都市防災機能の向上の観点から、重点路線に選定されている路線の電線共同溝事業を令和10年度中までに、電線・電柱撤去も含め整備完了することとしている。 電線共同溝事業は都市部での制約条件が多い場所での工事であることから、掘削時に未確認の支障物が発見された際の対応や、電線共同溝事業に関する沿道住民との調整、関係機関との協議及び隣接する電線共同溝工事との調整が必要である。 そこで、これらの要素を踏まえ、電線共同溝整備工事の進捗に遅滞が生じないように、工事を円滑に進めていくうえでの課題や留意点を挙げ、その検討プロセスについて述べる。
テ マ 定 2	内容	国道479号放出共同溝事業については、令和9年度（第4四半期）工事着手予定、令和15年度完成予定としている。 国道479号放出共同溝事業は都市部での制約条件が多い場所での工事であることから、工事着手前までに立坑築造における道路上の支障物への対応や、共同溝事業に関する沿道住民との調整、関係機関との協議・調整等の事前準備が必要である。 そこで、これらの要素を踏まえ、事前準備を進めていくうえでの課題や留意点を挙げ、その検討プロセスについて述べる。

(評価シート及び評価例)

評価項目		評価の着眼点	配点			評価	評価 の 換算 計算	評価点			備考	
			項目別	複数時 配分	項目別 配分			項目別 配分	複数時 配分	項目別		
配置 予 定 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	管理 技術者	過去10年間の規定業務の実績	30	10	5	A	5×5/5	5.0	8.0	25.0	①	
		専任性(他業務との兼任状況)			5	B	5×3/5	3.0			②	
	主任 技術者	過去10年間の規定業務の実績		10	5	A	5×5/5	5.0	5.0		4.0	③
		専任性(他業務との兼任状況)			5	A'	5×4/5	4.0	4.0			④
	担当技 術者①	専任性(他業務との兼任状況)		10	5	A'	5×4/5	4.0	4.0		4.0	⑤
		担当技 術者②			専任性(他業務との兼任状況)	5	A'	5×4/5	4.0			4.0
工 程 表 ・ そ の 他	業務の 理解度	目的、条件、内容の理解	30	10	10	A	10×5/5	10.0	10.0	24.0	⑦	
	業務 実施手順 (フロー・ 工程表)	実施手順の妥当性		5	B	5×3/5	3.0	8.0	⑧			
		業務量把握、人員配置の妥当性		5	A	5×5/5	5.0		⑨			
	その他	重要事項の指摘(特定テーマに対する 技術提案の内容を除く)		10	10	B	10×3/5	6.0	6.0		⑩	
特 定 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案	特 定 テ ー マ 1	的確性	40	20	5	A	5×5/5	5.0	15.0	33.0	⑪	
					キーワードの網羅	5	B'	5×2/5			2.0	⑫
		実現性			説得力、提案内容の裏付けがあるか	5	A	5×5/5			5.0	⑬
					効率性	高度で効率的な提案があるか	5	B			5×3/5	3.0
	特 定 テ ー マ 2	的確性		20	5	A	5×5/5	5.0	18.0		⑮	
					キーワードの網羅	5	A	5×5/5			5.0	⑯
		実現性			説得力、提案内容の裏付けがあるか	5	A	5×5/5			5.0	⑰
					効率性	高度で効率的な提案があるか	5	B			5×3/5	3.0
合計(100点満点)			100.0			82.0						

(2) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目			評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績	管理技術者が規定業務すべての実績を有している	—	管理技術者が規定業務1のみの実績を有している	—	管理技術者が規定業務2のみの実績を有している	①
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	②
	主任技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績	主任技術者が規定業務すべての実績を有している	—	主任技術者が規定業務1のみの実績を有している	—	主任技術者が規定業務2のみの実績を有している	③
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	④
	担当技術者①	専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	⑤
	担当技術者②	専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	⑥

(3) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
実施工程針表・実施のフロー・	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の理解が特に優れている。	－	左右に該当しない	－	目的、条件、内容の理解が十分とは言えない。	⑧
	業務実施手順 (フロー・工程表)	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、非常に実効性のある工程である。	－	業務の実施手順が妥当である。	－	業務の実施手順が十分とは言えない。	⑨
		業務量の把握、 人員配置の妥当性	業務量の把握が優れており、不測の事態にも対応できる十分な人員配置である。	－	業務量に応じた人員配置である。		業務量の把握、人員配置が不十分である。	⑩
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、効果的な方策が提案されている。	－	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある。	－	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘はない。	⑪
特定テーマ１に対する技術提案	的確性	課題の理解度	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	－	左右に該当しない	－	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑫
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑬
	実現性	説得力があるか	提案内容に具体性及び説得力があり、実現性に対する理解が特に優れている。	－	左右に該当しない	－	提案内容に具体性がない。	⑭
	効率性	効率的な工夫があるか	独自の効率的な提案があり、説得力がある。	－	左右に該当しない	－	効率的な提案が見られない。	⑮
特定テーマ２に対する技術提案	的確性	課題の理解度	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	－	左右に該当しない	－	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑯
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑰
	実現性	説得力があるか	提案内容に具体性及び説得力があり、実現性に対する理解が特に優れている。	－	左右に該当しない	－	提案内容に具体性がない。	⑱
	効率性	効率的な工夫があるか	独自の効率的な提案があり、説得力がある。	－	左右に該当しない	－	効率的な提案が見られない。	⑲

参加表明に必要な提出書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	参加表明書（様式－１）	○	
2	企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績書（様式－２）	○	
3	業務実施体制書（様式－３）	○	
4	予定技術者経歴書（様式－４）	○	
5	予定技術者の過去 10 年間の規定業務実績書（様式－５）	○	
6－１	設計業務特別共同企業体結成届（様式－６の１）		
6－２	設計業務特別共同企業体協定書（様式－６の２）		
7	企業の部門登録、業務実績および配置予定技術者の資格、業務実績を証明できる書類	○	

技術提案書提出に必要な書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	技術提案書（鏡）（様式－７）	○	
2	業務実施計画書（様式－８）	○	
3	特定テーマに対する技術提案書（様式－９）	○	
4	その他（様式－１０）		
5	見積書	○	